

※下線部が今回の改正箇所

## 感染拡大防止対策について（令和5年2月24日改正）

### 1 「レベル1」による対応が必要な事項等について

#### (1) 発熱や咳等の症状がある場合等には登校しないことの徹底（マニュアルP22）

- ・ 発熱や咳等の症状がある場合には、児童生徒等も教職員も、自宅で休養すること。
- ・ 同居家族に発熱や咳等の風邪症状が見られる場合で、身近な医療機関または市コールセンター（積極ガードダイヤル：082-241-4566 全日24時間対応）に連絡・相談した結果、PCR検査等が必要とされた場合は、検査結果が判明するまで登校を控えるようにすること。

#### (2) 登校時の健康状態の把握（マニュアルP22）

- ・ 登校時に、検温結果の確認及び健康状態（同居家族の健康状態も含む。）の把握をすること。

※ 健康状態の確認について、校舎内で行うこともできることとする。

※ 必要に応じて教育委員会から配付したサーマルカメラ（幼稚園除く。）や非接触型体温計を活用すること。

#### (3) 休み時間中の行動（マニュアルP58）

- ・ トイレ休憩を含む休み時間中の行動については、会話する際にも一定程度距離を保つこと、お互いの体が接触するような遊びは控えることを指導すること。
- ・ なお、事業所で同じ洗面所で同じ時間に複数人が歯を磨いていて、感染拡大に繋がった可能性もある事例も発生していることから、昼食後の歯みがき指導の実施に当たっては、学校歯科医と連携して対応すること。

※ 令和2年5月28日付け通知「新型コロナウイルス感染症に対応した学校における「昼食後の歯みがきの実施について」参照

#### (4) 各教科（マニュアルP50～52）

授業は、原則対面とし、臨時休業等によりオンライン授業の配信が必要となった場合には、児童生徒等の家庭の通信環境等に留意し、通信環境が整わない児童生徒等がいる場合には関係課と連携すること。

各教科における感染リスクの高い次の活動については、学校の感染状況等に応じて、可能な限り感染症対策を行った上で実施すること。

### 【感染リスクの高い活動】

- ・ 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」

- ・ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・ 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接觸したりする運動」

## 2 登下校時を含めたマスクの着用について（マニュアルP58）

マスクの着用については、令和5年3月13日から、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねられることが基本となるが、園・学校については、卒園式・卒業式を除き、同年4月1日から適用されることから、年度内は令和4年5月26日付け通知「『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』の変更及び学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」及び令和4年12月1日付け通知「『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』」の変更等についてに基づき、適切に指導すること。

着用に当たっては、児童生徒等や保護者等に理解・協力を求めながら、次の点に留意して、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用を行うこと。なお、児童生徒等のコミュニケーションへの影響に関する指摘もあることから、児童生徒等の心情等に適切な配慮を行った上で、学校の感染状況等に応じてマスクを外す場面を設定すること。

- ・ 熱中症リスクが高い環境においては、登下校時にマスクを外すよう指導するなど、熱中症対策を優先すること。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても併せて指導すること。
- ・ 距離が確保できず、会話をするときはマスクを着用すること。
- ・ 十分な身体的な距離が確保できる場合には、着用の必要がないこと。
- ・ 体育の授業や運動部活動の活動中、登下校の際には、感染対策上の工夫や配慮を行いながら、児童生徒等に対して積極的にマスクを外すよう指導すること。

※ 令和4年10月20日付け通知「マスクの着用に関するリーフレットについて」参照

## 3 部活動の実施について（マニュアルP53～56）

マニュアルに記載してある、「全体を通じての留意事項」を踏まえ、可能な限り感染防止対策を行った上で通常の活動とすること。また、活動に当たっては、特に次の点に留意すること。

- ・ 実施に当たっては、生徒の体調面に配慮すること。
- ・ 公式戦の参加に当たっては、大会事務局が示した感染防止マニュアルを厳守すること。

- ・ 活動の前後においても3密を避け、健康観察を行った上で、部室や更衣室等に入る人数を制限し、少人数・短時間で更衣をさせること。また、室内の換気扇を常に回すなど換気を徹底すること。
- ・ 部活動終了後に生徒同士で飲食をすることがないよう指導するなど、部活動の内外を問わず感染症対策を徹底すること。
- ・ 運動部活動中の飲料水は各自で持参させ、回し飲みやコップの使いまわしなどを行わないよう指導を徹底すること。
- ・ 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのでなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認すること。
- ・ 生徒が使用するタオルや用具などの私物の取り違えや貸し借りをしないよう指導すること。
- ・ 密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動や、向かい合って発声したりする活動など感染リスクの高い活動は慎重に実施を検討すること。
- ・ 他校との合同練習や練習試合等の企画・実施については、その必要性を十分に検討すること。実施する場合は、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を講じること。

#### 4 学校行事等について

- ・ 県境を越える移動は、移動先の感染状況や都道府県が出す情報などを確認して、感染対策等を十分に講じた上で実施すること。
- ・ 会議や会合、集会等については、感染対策を十分に講じた上で実施すること。

#### 5 給食等の食事をとる場面について（マニュアルP56）

- ・ 児童生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底すること。
- ・ 会食に当たっては、できるだけ会話を控えるとともに、会話する際も飛沫を飛ばさないよう大声を出さないことを指導すること。  
※ 感染状況や発達段階に応じて、座席配置等を工夫した上で、給食等を実施する。  
(座席配置の工夫例：机が対面にならないように互い違いにする。)  
※ 換気をしっかりと行うとともに、二酸化炭素濃度測定器を活用して適宜、食事場所の換気状況を把握する。

#### 6 体調不良の児童生徒等への対応について（マニュアルP23）

- ・ 学校教育活動中に、児童生徒が発熱や咳等の風邪症状を訴えた場合や、教職員等がそうした症状に気付いた場合は、安全に帰宅できるよう、保護者の来校まで学校にとどまることが必要なケースもあるが、その際には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をすること。また、保健室については外傷や心身の不調など様々な要

因で児童生徒等が集まる場所であるため、発熱等の風邪症状のある児童生徒等が他の児童生徒等と接することのないようにすること。

- ・ 登下校時に発熱等の風邪の症状が見られる場合には、必要に応じて保護者に迎えに来てもらうなど、当該児童生徒等を安全に帰宅させるとともに、自宅で休養するよう指導すること。

## 7 新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見・いじめ等の防止について

アンケート調査や個別の教育相談等を隨時行い、不安や悩みを抱える児童生徒の早期発見に努めること。悩み等を抱えていることを把握した場合は、教職員が共有した上で保護者と密接な連携を図り、スクールカウンセラー等による支援など、心のケアを行うこと。

## 8 新型コロナウイルス感染症予防に関する指導について

保護者等と連携を図りつつ、日常の学校教育活動全体を通じて、児童生徒に感染症予防に関する指導の充実を図ること。

【参考】

教育委員会 LAN システム

「書庫 5. 教育活動 1. 総括 新型コロナウイルス感染症対策に関する指導案事例集」

## 9 新型コロナワクチン接種について

次の点について、引き続き全教職員に徹底すること。

- ・ ワクチンの接種は強制ではないこと。
- ・ 周囲にワクチン接種を強制してはいけないこと。
- ・ 身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること。また、その判断は尊重されるべきこと。

また、ワクチン接種の有無等を確認する行為は、同調圧力を生むおそれがあり、いじめ等につながりかねない不適切な行為であることから、ワクチン接種の有無等の確認を行わないこと。